

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)28ページ部分抜粋

5. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション>

(1) スタートアップに関する規制・制度見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	法人設立手続の迅速化・負担軽減	<p>a 法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>b また、法務省は、上記と並行して、以下の現在の実務における改善も速やかに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料としては当該株式会社の議決権数上位 10 名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト（商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 61 条第 3 項参照）等をもって足りるものとする運用を全国統一的に実施する。</li> <li>株式会社発起設立時の出資に係る払込みの時期について、設立時発行株式に関する事項が定められている定款の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する書面の同意があった日前に払込みがあったものであっても、発起人又は設立時取締役（発起人からの受領権限の委任がある場合に限る。）の口座に払い込まれているなど当該設立に際して出資されたものと認められるものについては、設立登記申請の4週間前など近接した時期のものであれば、出資に係る払込みがあったものと認めることとする。</li> </ul> <p>c 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、デジタル臨時行政調査会が提示したデジタル原則における「デジタル完結・自動化原則」を踏まえ、デジタル庁及び内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）と連携し、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続について、費用対効果も踏まえながら、行政機関内部の人による審査や判断の自動化を</p>	<p>a : 実態調査については令和4年度、評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置については遅くとも令和6年度</p> <p>b : 令和4年度上期</p> <p>c : 可能なものから順次措置</p> <p>d : 令和4年度から取組を開始し、遅くとも令和6年度までに措置</p>	<p>a, b : 法務省</p> <p>c : 法務省 財務省 総務省</p> <p>厚生労働省 デジタル庁 内閣官房</p> <p>d : 法務省 財務省 総務省 厚生労働省 デジタル庁</p>